

令和5年度輸出環境整備推進委託事業

(輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国の輸入規制に対応するための体
制整備実証調査事業）)

事業報告書

(概要版)

令和6年3月28日

受託者：一般財団法人新日本検定協会

目 次

1. はじめに.....	3
2. 事業の目的.....	3
3. 事業の実施期間.....	3
4. 事業の概要.....	3
5. 事業の結果.....	5

1. はじめに

中華人民共和国（以下「中国」という。）にて「輸入食品国外生産企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下「新規定」という。）が2022年1月1日に施行され、農林水産省において令和5年度輸出環境整備推進委託事業（輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業））が実施されることとなった。弊協会（一般財団法人新日本検定協会）において本事業を受託したので、本事業の実施結果を報告する。

2. 事業の目的

新規定によると、指定品目（新規定第7条に規定された品目。以下同じ。）については生産国の管轄当局において登録を行った上で管轄当局から中国当局へ登録申請し、指定品目以外は企業自ら中国当局へ登録することとされている。

中国向け指定品目を取扱う施設及び漁船の登録手続きについては、施設の衛生管理を含む様々な資料を英文にて準備する必要がある。また、指定品目以外は中国当局のホームページにアクセスし、中国語又は英語で企業の情報の入力や登録に必要な資料をアップロードする必要がある。

本事業では、指定品目を取扱う施設（水産食品を取扱う施設を除く、以下同じ。）及び漁船の認定のための事前審査、問合せ対応等を行い、指定品目の登録手続き体制整備の実証を行うとともに、指定品目以外についても登録手続きの問合せ対応等を行い、中国向けの農林水産物・食品の輸出の円滑化に資することを目的とした。

3. 事業の実施期間

令和5年4月3日～令和6年3月28日

4. 事業の概要

（1）中国向け指定品目を取扱う施設及び漁船の認定・変更・廃止のための事前審査及び問合せ対応

①中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、eMAFFを通じてなされた中国向け指定品目を取扱う施設からの申請に対し、中国当局が随時公表している新規定の内容及び登録手続を新規定、新規定の解説文書、新規定のガイドライン、中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウ（<https://www.singlewindow.cn>）（外部リンク）の「輸入食品海外製造企業登録管理応用」ページに係るマニュアル等の新規定関係文書、中国輸入通関手続に必要なHSコードに係る情報並びに中国及び日本の食品安全関係規定（以下「新規定関係情報」という。）を踏まえた上で（当該関係文書に日本語訳がない場合も自ら翻訳等行い理解した上で）、申請品目が要綱上の「中国向け輸出農林水産物・食品」に該当するか、申請（届出含む、以下同じ。）に必要な書類が添付され正しく記載されていること及び手数料の納付（手数料が不要となる申請を除く）があったことを確認（収入印紙が農林水産省輸出・国際局輸出支援課（以下「事業担当課」という。）に郵送されたことを確認）した。要綱3（2）に基づき、申請内容・書類の確認を行い、申請内容に不備・書類の不足等ある場合は申請者にその旨の連絡を行い、修正などを指導した。

②「中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能（電力を有するものに限る）を有する漁船の登録手続について」（以下「通知」という。）に基づき中国向け指定品目を取扱う漁船からの申請について、事業担当課からの依頼に基づき事前審査を行う体制を整備した。

③上記①及び②に係る中国向け指定品目を取扱う施設及び漁船の登録方法、申請資料に係る問合せ等について要綱及び新規定関連情報を踏まえ、専用の電話及びメール窓口を設置して対応した。

（２）リストの整理・更新・とりまとめ

中国へ登録申請した施設・漁船情報（既登録施設・漁船を含む）について、申請情報（カテゴリー及び製品コード含む）及び中国における登録情報（カテゴリー及び製品コード含む。）の整理・更新・とりまとめを実施した。とりまとめには中国当局提出以降に生じた変更申請等の内容も含めた。

（３）指定品目以外の登録方法についての問合せ対応

新規定関係情報を踏まえた上で、中国向けに指定品目以外を取扱う施設について、下記（４）のリーフレットを元に、施設からの登録方法に係る問合せ対応を専用の電話及びメール窓口（（１）③と同じ）を設置して実施した。なお、技術的なトラブル等に関する問合せのうち中国税関へ確認を要する内容については、事業担当課と相談の上中国税関ホットラインを用いて中国税関に直接照会対応（中国語）可能な体制を整備した。

（４）リーフレットの更新

「新規定関係情報」を踏まえた上で（当該関係文書に日本語訳がない場合も受託者自ら翻訳等行い理解した上で）、最新情報を踏まえ以下のリーフレットを更新した。

①中国向け輸出食品の製造等企業登録について(2022 年度版)リーフレット

(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html> に掲載)

②「国際貿易シングルウィンドウ」の登録方法のマニュアル

(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html> に掲載)

（５）事業報告書の作成

本事業において実施した内容は上記（１）から（４）に記した通りである。（１）及び（３）にて対応した問合せのうち、主な内容は次の通りであった。

主な問合せ内容

シングルウィンドウ操作方法及び添付書類についての問合せ	133 件
HS/CIQ コードについての問合せ	34 件
越境 EC の取扱いについての問合せ	14 件
eMAFF の操作に関する問い合わせ	46 件
パスワード、アカウントについての問合せ	5 件
その他	383 件

この他、事業担当課と相談の上、農林水産省 HP 上で公開している附件 4 添付資料例について、これまでの事例を参考に内容をアップデートしたものを作成した。事業者がそのまま資料作成のテンプレートとして利用できるよう、Excel ファイルで作成した。

5. 事業の結果

本事業の実施により、中国向け食品輸出事業者の登録手続きの推進に一定の成果が得られたと考える。

2021 年 8 月より始まった中国向け輸出食品の製造等企業登録の手続きは、直接中国当局へ手続きをする指定品目以外も含め、その後の度重なる中国当局側の要求事項の変更、シングルウィンドウシステムの仕様変更等により、多くの事業者にとって制度全体の理解とその対応に苦慮するものとなっていた。問合せ窓口対応では、指定品目の手続きについて詳細を説明した上で問合せ者の輸出商品とその HS/CIQ コードを確認し、必要な手続きへ進めるようアドバイスをするなど、細かなサポート業務を行った。それでも附件 4 添付資料の作成等については、多くの事業者が適切な資料を準備できず、繰り返し差し戻しを行って修正が必要な箇所を指摘し、修正を促す必要があった。附件 4 の資料作成に当たっては、要求事項の正確な理解とそれに対応するため中国食品安全関連法規についての知識の習得が欠かせないため、今後もセミナー開催などによる理解促進の取り組みが必要であると考えている。

特に 2021 年度に認定された事業者の附件 4 関連追加資料の提出に関する変更承認申請は、前年度の委託事業である令和 4 年度輸出環境整備推進委託事業（輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国の輸入規制対応支援調査事業））にて事業者を支援したが、申請に対する中国当局側からの指摘事項等への対応は本年度まで持ち越されて継続したものも多かった。また、一旦承認された後にご記載による住所、社名などの修正変更が必要な事例や、商品追加による変更承認申請の事例もあり、中国当局による承認を受けた後も継続したサポートが重要であることが分かった。

今後、登録施設数が増え、登録完了からの時間が経過するにつれて、商品追加や代表者交代による変更承認申請の要望が増加するものと考えられる。さらに、多くの登録施設が 2021 年の 11 月から 12 月にかけて初回承認を受けていることから、有効期限の切れる 2026 年末の 1 年から 1 年半前となる 2025 年度中には、延長申請に関する問い合わせ相談が急増することが推測される。

指定品目以外についての問合せ数は、時間が経過するにつれ減少してきており、制度全体の周知はある程度行き届いたと考えられるが、HS/CIQ コードの変更やシステムの仕様変更などは発生しており、それに伴うトラブル案件や相談事例は継続している。特に適切な HS/CIQ コードの確認は登録手続きには必須であり最も重要であるため、引き続き事業者への周知を継続してゆくことが望ましいと考える。

農水省 HP に公開されている指定品目以外のリーフレットに関しては、多くの事業者が参照しており、登録手続きの参考として活用されていると考えられるが、変更申請や延長申請についての解説は少ないため、今後内容を補足することが望まれる。しかしながら現状のデモ登録データでは変更申請や延長申請の画面表示や操作を確認することができない。今後の動作確認のためにも変更申請、延長申請のできるデモ登録データの用意を希望する。

以上、本報告書を今後の円滑な登録申請にご活用いただきたい。